平成２２年（フ）第１６７号
富山市安養坊854番地６
破産者　川島勝義こと　鄭　　勝義
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１７号
長野県中野市大字草間1393番地１
破産者　滝澤コーポレーション株式会社
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
静岡県三島市西若町１番24号
破産者　株式会社シユウ・ネットワークス
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第１２２号
和歌山県西牟婁郡白浜町椿1056番地の２
破産者　株式会社椿温泉元湯椿楼
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第６６号
和歌山県東牟婁郡串本町和深492番地
破産者　有限会社ワークス
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第６８号
和歌山県東牟婁郡串本町和深492番地
破産者　有限会社ウインズ
１　決定年月日　平成23年１月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３１７号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１－３－504
破産者　萩原　光秀
１　決定年月日　平成23年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６３号
さいたま市緑区芝原３丁目13番14号　山コウコーポラス205号、開始決定時の住所さいたま市緑区松木３丁目40番24号　ふじハイム１号館202
破産者　横畠　洋子
１　決定年月日　平成23年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１５号
埼玉県上尾市向山２丁目17番地３　日建シェトワＮＯ２－304
破産者　田畑　裕美
１　決定年月日　平成23年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
埼玉県川越市大字今福2000番地16、前住所埼玉県川越市脇田町13番地９－503号室
破産者　田邊　勝久
１　決定年月日　平成23年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５４５号
千葉県千葉市美浜区磯辺６丁目２番17棟108号
破産者　米田　　謙
１　決定年月日　平成23年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６２７号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東１丁目30番地８グレース東毛呂105号
破産者　近藤　靖浩
１　決定年月日　平成23年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７３１号
埼玉県所沢市緑町１丁目５番３－303号、開始決定時の住所埼玉県狭山市大字北入曽755番地の１－１－410
破産者　笹谷　瀬次
１　決定年月日　平成23年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７５９号
埼玉県狭山市柏原692番地の15　柏原団地207
破産者　平野　　孝
１　決定年月日　平成23年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８２５号
埼玉県所沢市有楽町10番６号　ハイツ吉野201
破産者　白取　　長
１　決定年月日　平成23年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８２９号
埼玉県狭山市大字青柳63番地　新狭山ハイツ18棟401号
破産者　新福留洋子（旧姓今井・永野）
１　決定年月日　平成23年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４３号
神奈川県座間市南栗原２丁目１番55－401号ディースクエアさがみ野
破産者　金子　深雪（旧姓二橋）
１　決定年月日　平成23年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６４７号
東京都世田谷区等々力３丁目27番１－306号
破産者　山田　永治
１　決定年月日　平成23年１月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１８号
仙台市泉区南光台南１丁目23番15号
破産者　熱海　壽夫
１　決定年月日　平成23年１月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係